

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社の企業理念は、「暮らしを彩る、暮らしに役立つものづくりで、社会に貢献する。」であります。

この企業理念のもと、企業の透明性を全従業員が守るべき行動規範に掲げるとともに、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者ならびに各層の経営管理者の責任の明確化を行い、経営にあっております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4 株主総会議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳】

現在、当社では、株主総会議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移に応じて検討を行ってまいります。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報の開示・提供】

現在、当社では、英語での情報の開示・提供は一部に限られております。今後、海外投資家の持株比率の推移や要望等により検討を行ってまいります。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役の上限11名の中で、当社の事業内容・業務執行に精通した社内取締役と、企業経営や経営管理面の経験、見識その他を持つ社外取締役とでバランス良く構成されるよう選任しております。

なお、現在当社の監査役会には、財務・会計等の経験者はおりません。今後、財務・会計に関する十分な知見を有した候補者を選任できるよう努めてまいります。

【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営計画「TOKYOink 2020」を策定し、当社グループの連結経常利益目標を設定し、公表しております。次の経営計画立案に際しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する経営計画を策定し、当社の事業基盤の状況や収益性と投資計画について分かりやすく説明できるよう、検討いたします。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、取引先との関係の維持および強化、原材料の安定的な調達、資本または業務提携等の目的で必要とする企業の株式を取得、政策的に保有しております。

毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、事業戦略上の重要性や取引先との関係、また、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有する意義がないと判断した場合、縮減を図ってまいります。

当社は、保有株式について、その保有目的ごとに「投資有価証券管理要領」において担当部署を定めております。投資先企業に対する議決権の行使にあたっては、各担当部署が詳細に渡って各社の経営状況や議案の検討を行い、当社の企業価値向上に役立つものか、投資先の価値を毀損することがないか等を総合的に判断し、適切に議決権を行使する手がとられております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引および会社と取締役間の取引を行うことは、取締役会の決議事項となっており、その他の関連当事者取引が行われる場合には、必要に応じて取締役会で承認の可否を決定いたします。

なお、当社では、全取締役および全監査役より毎年度末に関連当事者取引の有無について確認を行っており、現在、関連当事者取引はありません。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の適切な運用を図るため、年金運用の知見を有する管理部門および労働組合等のメンバーから構成されている年金委員会を設置しております。

年金委員会では、運用受託機関のモニタリングを定期的に行い、年金運用の健全性の確認を行っております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

( ) 経営理念および中期経営計画につきましては、有価証券報告書およびウェブサイトにて情報発信を行っております。

<http://www.tokyoink.co.jp/about/idea.html>

<http://www.tokyoink.co.jp/ir/shareholders/tokyoink2020.html>

( ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書および本報告書に記載しております。

( ) 「報酬の方針」について

(1) 報酬の構成: 当社取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬、そして固定報酬から役員持株会へ拠出するための自社株取得目的報酬によって構成されております。

- (2)支給基準:職責の範囲・重さ、前年度の業績、経営計画の進展状況を総合的に勘案し、それぞれの取締役ごとに評価がなされております。  
 (3)水準:国内製造業の中位水準を参考としております。

( )経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続および取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

〔経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針〕

経営陣幹部については、高い職業的倫理観と事業および業務内容、ならびに経営管理に関する豊富な識見と専門性をあわせ持ち、取締役会の決定に従い、適切に業務執行できる者を選任いたします。

取締役候補については、高い職業的倫理観と会社を取り巻く環境変化への柔軟性などをあわせ持ち、戦略的な思考力や判断力に優れ、全体最適の観点から意思決定と経営の監督が出来る者を選任いたします。

監査役候補については、高い職業的倫理観を持ち、会社の業務内容や決算状況などについて十分に理解しながらチェックできる知見を有し、企業において何がリスクであるか判断できる者を選任いたします。

〔経営陣幹部の選任を行うに当たっての手続〕

経営陣幹部の選任については、上記の基準を満たす者の中から、取締役評価協議会で候補者を選定し、取締役会に提案し、取締役会はその決議により選任いたします。

〔経営陣幹部の解任を行うに当たっての方針〕

経営陣幹部は、次のいずれかに該当した場合、解任することといたします。

- ・重大な法令および定款違反により会社の信用を毀損した場合。
- ・その他、取締役会で決定した解任基準に抵触した場合。

〔経営陣幹部の解任を行うに当たっての手続〕

取締役評価協議会において、解任の相当性について取締役会へ報告する体制としており、取締役会はその決議により解任いたします。

〔取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての手続〕

取締役候補については、上記基準を満たす者の中から、取締役評価協議会で候補者を選び、取締役会に提案し、取締役会はその決議により指名し、その後、株主総会で承認をいただきます。

監査役候補については、取締役評価協議会から候補者を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た後、株主総会で承認をいただきます。

( )当社は、平成30年3月期定時株主総会招集通知より、取締役候補者および監査役候補者の選任理由を記載することといたしました。

〔補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲〕

当社は、「取締役会規程」において取締役会で審議、決定される事項を定めており、その他の重要な経営課題については全ての取締役兼業務執行役員で構成される経営会議に委任しております。また、当社は、執行役員制度を導入しており、全執行役員による執行役員会を設置し、執行状況の確認を行っております。

この体制につきましては、有価証券報告書、本報告書において開示しております。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準等を加味し、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる独立社外取締役候補者を選定しております。

〔補充原則4-11-1 取締役会の全体としての能力、多様性等の考え方〕

当社は、迅速な意思決定を行うため、取締役の員数を11名以内と定款に規定しており、経験、知識、専門性において多様性を考慮した構成としております。さらに、透明性、公正性を確保するため社外取締役を選任するものとしております。

〔補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況〕

当社の取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。今後当社の役員が他の上場会社の役員を兼任する場合には、適宜開示いたします。

〔補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価〕

取締役会の実効性については、第三者機関が実施するアンケート等により分析・評価を行っております。なお、結果の開示については、今後検討してまいります。

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

新任取締役は、証券代行機関が開催する会社法のセミナーに出席しております。

取締役および監査役は、その期待される役割や責務を果たすため、必要な知識や情報を得るために外部セミナー等へ出席し、研鑽を積んでおります。また、当社の事業や組織についての理解を深めるために事業所訪問を実施しております。なお、これらの費用は当社が負担しております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

株主との対話全般については、管理部門担当取締役が統括いたします。株主との対話にあたっては、当該取締役が中心となり、経営企画部、総務部、理財部が情報を共有し、連携のうえ実施いたします。対話において把握された株主の意見等は、適切に取締役会等へ報告いたします。

株主との対話にあたっては、インサイダー情報を適切に管理いたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
共同印刷株式会社	240,783	8.83
東京インキ取引先持株会	175,500	6.44

東京インキ従業員持株会	123,632	4.54
有限会社久栄	110,000	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	103,100	3.78
東京海上日動火災保険株式会社	95,668	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	94,800	3.48
株式会社みずほ銀行	66,850	2.45
有限会社大葉志	66,000	2.42
MSIP CLIENT SECURITIES	64,000	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
梅木 佳則	弁護士													
重田 安治郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅木 佳則		安西法律事務所弁護士	<p>社外取締役梅木佳則氏は、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席(出席率100%)し、弁護士としての立場から適宜必要な発言を行っております。</p> <p>なお、梅木佳則氏は、上記a～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定いたします。</p>

重田 安治郎	重田安治郎氏は、過去(約12年前)に当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者(部長職)として勤務されておりました。	<p>社外取締役重田安治郎氏は、他社での経営者としての経験から、当社の社外監査役に在任期間において豊富な知識や経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後はその豊富な経験と高い見識を当社の経営の監督に活かしていただくため、2018年6月28日開催の当社第146回定時株主総会において社外取締役に選任されました。選任されてから当事業年度に開催された取締役会には12回中12回出席(出席率100%)し、その豊富な経験と高い見識から必要に応じ意見を述べております。</p> <p>なお、同氏は、当社の取引先である三井化学株式会社の業務執行者(部長職)として勤務されておりましたが、退任されてから約12年が経過しており、また当社と同氏の出身会社である三井化学株式会社との取引額は僅少であり、独立性に影響をおよぼす額ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。</p>
--------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役評価協議会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役評価協議会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

社外取締役が招集権者として議長を務める取締役評価協議会は、社外取締役2名、代表取締役、管理部門担当取締役から構成され、取締役会全体の有効性評価、個々の取締役の業績評価と報酬制度の策定、経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の指名等、それぞれの案を取締役会または監査役に提出することを責務とする会議体として設置されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部統制システムは、取締役会が決議した内部統制システム構築の基本方針に則り、構築しております。監査役は、取締役会が決議した基本方針およびその運用状況について、監査役会が決定した監査計画に基づく厳格な監査役監査を行っております。

監査役と会計監査人との間においては、監査計画書に基づき、さらに必要に応じ、適宜会合、打合せを行い、的確な監査の実施を確保しております。

また、当社は、代表取締役社長直轄の監査部を設置しており、子会社を含めた事業グループ全体の業務執行状況について、手続の妥当性や有効性、および法令・社内規程の遵守といった観点から監査を行っております。監査役と監査部は相互の意見交換を行い、監査計画に基づき連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平瀬 栄治	他の会社の出身者													
石井 啓太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平瀬 栄治		平瀬栄治氏は、過去(約5年前)に当社の取引先である三井化学東セロ株式会社の業務執行者(常務執行役員)として勤務されておりました。	社外監査役平瀬栄治氏は、他社での経営者としての経験を持ち、各分野において高い見識を有しており、社外監査役として高い監査機能を発揮していただいております。当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回(出席率100%)、監査役会には、15回中15回出席(出席率100%)し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。なお、同氏は、当社の取引先である三井化学東セロ株式会社の業務執行者(常務執行役員)として勤務されておりましたが、退任されてから約5年が経過しており、また当社と同氏の出身会社である三井化学東セロ株式会社との取引額は僅少であり、独立性に影響をおよぼす額ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
石井 啓太		石井啓太氏は、当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の業務執行者(上席執行役員)として勤務されておりました。	社外監査役石井啓太氏は、印刷業界で長年の経験および高度な見識を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただくと判断しており、2019年6月27日開催の当社第147回定時株主総会において新たに選任されました。なお、同氏は、当社の大株主および取引先である共同印刷株式会社の業務執行者(上席執行役員)として勤務されておりましたが、同氏の出身会社である共同印刷株式会社は、金融商品取引法で規定する主要株主ではなく、また当社と共同印刷株式会社の取引額は僅少であり、独立性に影響をおよぼす額ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役の報酬は、職責の範囲・重さ、経営計画TOKYOink 2020に対する進捗状況を総合的に勘案し、取締役会が設置し、社外取締役が議長を務める、各取締役の報酬諮問機関である取締役評価協議会に諮問され、その結果を踏まえて取締役会にて支給額を定めるという手続きをとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年3月期における取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額(対象となる役員の員数6名) - 172百万円  
2019年3月期における監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額(対象となる役員の員数1名) - 10百万円  
2019年3月期における社外役員の報酬等の総額(対象となる役員の員数5名) - 39百万円

(注)

1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
3. 上記の社外役員の報酬等の額には、2018年6月28日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(社外取締役)の在任中の報酬等の額が含まれております。なお、当事業年度末日現在の社外役員の員数は、社外取締役2名および社外監査役2名の計4名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、職責の範囲・重さ、経営計画TOKYOink 2020に対する進捗状況を総合的に勘案し、取締役会が設置し、社外取締役が議長を務める、各取締役の報酬諮問機関である取締役評価協議会に諮問され、その結果を踏まえて取締役会にて支給額を定めるという手続きをとっております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役および社外監査役のサポートにつきましては、管理部門総務部が行っております。  
なお、監査役がその職務を補助すべき使用人をもとめた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるとなっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の内部統制システムは、取締役会が決議した内部統制システム構築の基本方針に則り、構築しております。監査役は、取締役会が決議した基本方針およびその運用状況について、監査役会が決定した監査計画に基づく厳格な監査役監査を行っております。監査役と会計監査人との間においては、監査計画書に基づき、さらに必要に応じ、適宜会合、打合せを行い、的確な監査の実施を確保しております。

また、当社は、代表取締役社長直轄の監査部を設置しており、子会社を含めた事業グループ全体の業務執行状況について、手続の妥当性や有効性、および法令・社内規程の遵守といった観点から監査を行っております。監査役と監査部は相互の意見交換を行い、監査計画に基づき連携を取っております。

また、子会社の業務の適正を確保するため、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の決定内容に基づき、監査部が、当社グループ全体の監査を実施しております。

さらに、2016年2月26日開催の取締役会において、代表取締役社長直轄のCSR協議会の設置を骨子とする内部統制システム構築の基本方針の改定を決議いたしました。このCSR協議会のもとに、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会、リスク管理委員会の3委員会を設置し、それぞれの委員会の役割を明確にした上で、CSR協議会において情報を集約し、内部統制の一元化を図っております。

コンプライアンス委員会は、管理部門長を委員長とし、当社および子会社からなる当社グループ全体のコンプライアンスの強化を図るため、啓蒙・教育を中心に活動しております。

財務報告に係る内部統制委員会は、管理部門長を委員長とし、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備・運用ならびに評価を行っております。

当社のリスク管理体制は、リスク管理委員会を中心に活動しております。当該委員会は、生産部門長を委員長とし、全社的なリスクを把握・評価し、適切な対応を行うことにより、リスクの未然防止およびリスク発生時の損失の最小化を図っております。

なお、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会、リスク管理委員会には、監査役がオブザーバーとして出席し、必要に応じ意見を述べております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の監査役会は、他社での経営者としての経験や各分野での見識を持つ常勤社外監査役2名と当社事業に精通する社内監査役1名とで構成されております。さらに、弁護士や経営者としての経験を持った社外取締役を2名選任しており、期待される独立した立場での経営監督と取締役の職務の執行の監査の機能は十分に果たされていると考えており、現在の監査役会制度を採用しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に議案を十分理解していただくため、法に規定する発送日より早期に招集通知を発送するよう、努めております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループ全ての社員が守るべき東京インキグループ行動規範に[私たちは、企業の透明性を高めます。]と規定し、当社ホームページに掲載しております。 <a href="http://www.tokyoink.co.jp/csr/conduct.html">http://www.tokyoink.co.jp/csr/conduct.html</a>	
IR資料のホームページ掲載	掲載資料: 有価証券報告書、決算短信、四半期報告書、中間事業報告書、事業報告書、適時開示資料、株式事務手続き、IRライブラリ他 <a href="http://www.tokyoink.co.jp/ir/">http://www.tokyoink.co.jp/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門総務部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念は、「暮らしを彩る、暮らしに役立つものづくりで、社会に貢献する。」であります。この企業理念のもと、企業の透明性を全従業員が守るべき行動規範に掲げるとともに、遵法性の確保、各ステークホルダーへの説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示に努めております。 <a href="http://www.tokyoink.co.jp/csr/">http://www.tokyoink.co.jp/csr/</a>
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループ全社員が守るべき行動規範において、CSRについて規定し、取組んでおります。また当社ホームページへ環境方針、環境会計等を掲載しております。 <a href="http://www.tokyoink.co.jp/csr/">http://www.tokyoink.co.jp/csr/</a>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ全社員が守るべき行動規範において、「私たちは、企業の透明性を高めまします。」と規定し、適宜、適切な情報提供に努めております。 <a href="http://www.tokyoink.co.jp/csr/">http://www.tokyoink.co.jp/csr/</a>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のCSR協議会を設置し、グループ全体の内部統制の一元化を図る。  
全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。  
定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役全員と監査役全員が出席し、会社の重要事項の決定および重要な報告事項を報告する。  
取締役執行役員で構成されている経営会議を開催し、経営に関する重要事項および業務執行に関する重要事項の審議を実施する。なお、経営会議には監査役が出席し、監査役として必要な意見を述べ、取締役に対する監督機能を強化する。  
公益通報者保護規程を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告・相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録・経営会議議事録を「文書管理規程」に基づいて、保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
CSR協議会のもとにリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクを把握・評価し、適切な対応を行うことにより、リスクの未然防止およびリスク発生時の損失の最小化を図る。  
リスク管理委員会は、社内啓蒙活動を通して、各業務におけるリスク認識の重要性について、周知徹底を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定される。  
取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌」および「責任・権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。  
行動規範を実践するため、およびコンプライアンス活動を推進するためにCSR協議会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。  
コンプライアンス委員会は、全事業所において啓蒙活動を行う。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備し、子会社の役職員の効率的な職務の執行を図る。  
監査部は子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況の監査を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。  
なお、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
代表取締役社長および取締役は、それぞれ監査役と定期的に会合を持ち、会社の重要事項への取組状況の報告を行う。  
監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内的重要会議に出席する。  
当社グループの取締役および使用人は、当社または子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他監査役と協議して定めた事項を監査役に速やかに報告する。  
当社グループは、監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取扱いをすることを禁止する。
9. 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役職務の執行にあたり発生する費用について、当社の定められた手続に基づく監査役からの請求に従い、速やかに前払いまたは償還する。
10. その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内的重要会議に出席する。  
監査役は、会計監査人との間および監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。  
監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人から説明をもとめ、それに対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するためにCSR協議会のもとに財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。  
監査部は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。なお、監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある場合、その対策を講じる。
12. 反社会的勢力を排除するための体制  
全ての社員が守るべき行動規範に則り、警察当局や関係機関などと十分に連携し、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体とは一切関係を持たない。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ全社員が守るべき東京インキグループ行動規範に「私たちは、反社会的な勢力とは一切関係を持ちません。」と規定し、周知徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、2018年11月1日付で内部統制業務態勢の整備部分と評価部分の分割を行うため、統制監査部を廃止し、監査部を新設いたしました。

# コーポレートガバナンス体制

